

群馬県後期高齢者医療広域連合への 個人情報の開示請求をされる方へのお知らせ（ご遺族）

後期高齢者医療制度に係る診療報酬明細書(以下、「レセプト」という)の開示請求があった場合、故人の意思や名誉等に問題が生じないかを確認した上で開示しています。

1. 開示請求ができる方

- (1) 被保険者本人等のご遺族(配偶者、子、父母等)
- (2) ご遺族の方が、未成年者又は成年被後見人の場合はその法定代理人
- (3) ご遺族の方から開示請求について委任を受けた任意代理人

2. 個人情報の開示について（諸注意）

- (1) 開示のできるレセプトは過去5年分です。
- (2) 個人のプライバシー保護の観点から、請求者や代理人が本人であることを証明する必要書類の提示を求めています。その他、必要な書類については「3. 必要な確認書類」または一覧にまとめた「5. 必要書類一覧」をご覧ください。
- (3) 保険医療機関等へ開示について事前照会を行っています。開示は『全部開示』、『一部開示』、『不開示』の3つに分かれます。
- (4) 保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険対象外のものなど必ずしも診療内容すべてが記載されているものではありません。
- (5) 診療内容に係る照会には対応できません。
- (6) 開示には費用（1枚10円）がかかります。また、郵送を希望される場合は別途郵送料がかかります。
- (7) 交付まで約1ヶ月かかります。

3. 必要な確認書類

※「5. 必要書類一覧」も併せてご参照ください

- (1) 「個人情報開示請求書」
- (2) 「開示請求に係る個人情報の内容」
- (3) 申請者の本人確認ができる下表のいずれかの書類
- (4) ご遺族であることが確認できる次のいずれかの書類

①戸籍謄本

②その他被保険者の死亡の事実とご遺族との関係が分かる書類

■本人確認書類（条例施行規則第7条関連）

区 分	確認資料 <u>（次のうち、いずれか1点）</u>
官公署が発行する顔写真付きの 許可書等	運転免許証・旅券（パスポート）、その他官公署 の発行する許可証
	住民基本台帳カード・身体障害者手帳・その他 官公署が発行した証明書

もしくは、

区 分	確認資料 <u>（次のうち、いずれか2点）</u>
年金証書またはその他公的機関が 発行した証明書等	後期高齢者被保険者証・健康保険被保険者証・ 国民健康保険被保険者証・介護保険証・厚生年 金証書・国民年金証書・共済年金証書・その他 公的機関が発行した証明書等

※婚姻等により氏名の変更があった場合は、旧姓等の確認がとれる書類も必要です。

（5）代理人による請求の場合

※①と②のいずれも必要です。「5. 必要書類一覧」も併せてご参照ください

①代理人の本人確認書類（上表「■本人確認書類」参照）

②代理関係が証明できる書類（開示請求の30日以内に作成されたもの）

- 法定代理人…登記事項証明書、家庭裁判所の証明書、その他法定代理関係を
確認することができる書類
- 任意代理人…委任状

【代理人の請求で必要な書類の具体例】

○ご遺族が成年被後見人の場合における法定代理人

- ・「個人情報開示請求書」
- ・「開示請求に係る個人情報の内容」（診療報酬明細書などの情報の場合）
- ・ご遺族（請求者）の本人確認ができる書類のコピー（3. 必要な確認書類参照）

- ・ご遺族であることが確認できる書類（３の（４）参照）
- ・法定代理人の本人確認ができる書類（３．必要な確認書類参照）
- ・法定代理人が、成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書類
 - A) 登記事項証明書
 - B) 家庭裁判所の証明書
 - C) その他法定代理人関係を確認できる書類

○ご遺族が未成年の場合における親権者としての法定代理人

- ・「個人情報開示請求書」
- ・「開示請求に係る個人情報の内容」（診療報酬明細書などの情報の場合）
- ・ご遺族（請求者）の本人確認ができる書類のコピー（３．必要な確認書類参照）
- ・ご遺族であることが確認できる書類（３の（４）参照）
- ・法定代理人の本人確認ができる書類（３．必要な確認書類参照）
- ・法定代理人が、遺族の親権者であることを確認できる次のいずれかの書類
 - D) 戸籍謄本、戸籍抄本
 - E) 住民票の写し

○ご遺族から開示請求について委任を受けた任意代理人

- ・「個人情報開示請求書」
- ・「開示請求に係る個人情報の内容」（診療報酬明細書などの情報の場合）
- ・ご遺族（請求者）の本人確認ができる書類のコピー（３．必要な確認書類参照）
- ・ご遺族であることが確認できる書類（３の（４）参照）
- ・任意代理人の本人確認ができる書類（３．必要な確認書類参照）
- ・ご遺族本人（請求者）の署名・押印のある個人情報開示に係わる「委任状（開示請求をする日前３０日以内に作成されたもの）」

４．開示の場所及び開示に係る費用について

（１）場所

群馬県後期高齢者医療広域連合事務局

（前橋市大渡町一丁目 10 番地 7 群馬県公社総合ビル 6 階）

※郵送による開示も可（別途送料がかかります）

(2) 開示に係る費用

①閲覧・視聴は無料

②資料をコピーする場合は、コピー費用（1枚10円）

③郵送の場合は郵送料の実費

※郵送の場合、コピー費用については、後日納付書を送付いたしますので、金融機関等（納付書の裏面記載）で納入してください。郵送費用は、納付書をお送りする際にお知らせします。

【参考】 ・簡易書留代の切手（郵送代＋310円）＋返送用封筒

・レターパックプラス（510円）

5. 必要書類一覧

次ページをご参照ください。

必要書類一覧

被 保 険 者	請 求 者	個人情報開示請求書 様式第8号		開示請求に係る 個人情報内容 定型様式	被保険者(またはご遺 族)の本人確認書類 ・官公署が発行する顔写 真付きの証明書等：1点 ・公的機関が発行する証 明書等：2点	ご遺族であることが 確認できる書類 ・戸籍に関する書類 ・その他被保険者の 死亡の事実と、遺族 との関係が分かる書類	代理人確認書類		
							代理人本人	法定代理人	任意代理人
生 存	本人	来庁	○	○	○ (原本)	—	—	—	—
		郵送	○	○	○ (コピー)	—	—	—	—
	法定代理人 (成年後見人)	来庁	○	○	○ (コピー)	—	○ (原本)	○ (原本)	—
		郵送	○	○	○ (コピー)	—	○ (コピー)	○ (コピー)	—
	任意代理人	来庁	○	○	○ (コピー)	—	○ (原本)	—	○ (署名+押印)
		郵送	○	○	○ (コピー)	—	○ (コピー)	—	○ (署名+押印)
死 亡	本人の遺族 (配偶者、子、父母等)	来庁	○	○	○ (原本)	○	—	—	—
		郵送	○	○	○ (コピー)	○	—	—	—
	遺族の法定代理人 (成年後見人) (未成年後見人) (親権者)	来庁	○	○	○ (コピー)	○	○ (原本)	○ (原本)	—
		郵送	○	○	○ (コピー)	○	○ (コピー)	○ (コピー)	—
	任意代理人	来庁	○	○	○ (コピー)	○	○ (原本)	—	○ (署名+押印)
		郵送	○	○	○ (コピー)	○	○ (コピー)	—	○ (署名+押印)